

(書式 3 - 3 - 1)

遺産分割審判申立書

遺産分割審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
申立人 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
相手方 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
相手方 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
被相続人 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日死亡

申立の趣旨

被相続人の遺産の分割の審判を求める

申立の実情

- 1 申立人は、相手方らに被相続人の遺産の分割を申し入れたが、遺産分割協議に全く応じようとせず、遺産の処分を目論んでいる。被相続人には遺言はない。
- 2 被相続人の遺産は、別紙遺産目録記載の不動産、預金である。
なお、被相続人には負債はないが、民法所定の特別受益を受けた者がいるかは不明である。
- 3 以上の次第で、被相続人の遺産の分割を求めて、本申立に及んだものである。

添付書類

戸籍謄本（申立人）	1 通
戸籍謄本（相手方）	2 通
戸（除）籍謄本（被相続人）	1 通
住民票（申立人・相手方）	3 通
除票（被相続人）	1 通
遺産目録	1 通
不動産登記簿謄本	1 通
固定資産評価証明書	1 通

以上

解説

被相続人が死亡したときは、その遺産の分割については全相続人の協議により決める。しかし、相続人間で協議が成立しなかったときは、家庭裁判所に対し、遺産分割審判を求めることができる。

遺産分割審判は遺産の分割について裁判所に判断を求める手続であるが、一般的には審判の前に裁判所において相続人間で話し合いをする調停を先に行うことが多い。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所